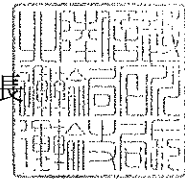




石運整 第102号 の3  
平成26年 7月 3日

石川県内自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の  
徹底について

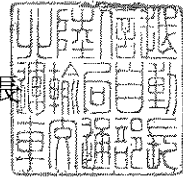
標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙（平成26年6月25日付け北信交監第28号、北信技保第147号）のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うとともに、現場までが一丸となって安全意識の浸透、安全風土の構築が図られるよう、必要な対策の推進をお願いします。



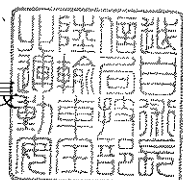
北信交監第 28 号  
北信技保第 147 号  
平成 26 年 6 月 25 日

石川運輸支局長 殿

自動車交通部長



自動車技術安全部長



事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の  
徹底について

標記について、自動車局安全政策課長から別紙写し（平成 26 年 6 月 23 日付  
け国自安第 39 号の 2）のとおり通達があったので、了知されるとともに、関  
係事業者に対し指導願います。



国自安第39号の2  
平成26年6月23日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を  
防止するための対策の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通達したので了知するとともに、関係事業者に対し指導されたい。



国自安第39号の2  
平成26年6月23日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を  
防止するための対策の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通達したので了知するとともに、関係事業者に対し指導されたい。

【別 添】  
国 自 安 第 3 9 号  
平成26年6月23日

公益社団法人日本バス協会会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿  
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿  
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿  
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿  
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を  
防止するための対策の徹底について

事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の徹底については、「事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について」（平成24年12月25日国自安第126号）、「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」（平成26年4月18日国自安第14号）、「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」（平成26年4月18日国自安第18号、国自旅第16号）及び「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」（平成26年4月18日国自安第19号、国自貨第4号）等において指示してきたところであるが、依然として、運転者の健康状態等に起因する事案等が散見されるところである。

このため、貴団体において、上記通達の遵守、周知、浸透など必要な対策の推進に努められたい。

また、各事業者において、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うとともに、現場までが一丸となって安全意識の浸透、安全風土の構築が図られるよう、傘下会員に対し、周知徹底を図られたい。

【参考1】「事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について」  
（平成24年12月25日国自安第126号）

【参考2】「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」  
(平成26年4月18日国自安第14号)

【参考3】「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」  
(平成26年4月18日国自安第18号、国自旅第16号)

【参考4】「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」  
(平成26年4月18日国自安第19号、国自貨第4号)

国 自 安 第 1 2 6 号  
平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿  
高速ツアーバス連絡協議会会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿  
社団法人全国個人タクシー協会会長 殿  
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿  
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 3 1 年運輸省令第 4 4 号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 2 2 号）では、自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、事業用自動車の運転者の健康状態の確認について、これまでも平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日付け文書（国自安第 3 2 号）等で徹底をお願いしてきたところですが、今般、平成 2 4 年 1 2 月 2 3 日、静岡県静岡市の交差点において、乗客 1 5 名を乗せた乗合バスが路肩に駐車していた軽乗用車に接触しその弾みで信号機に衝突し、その信号機を押し出しながら、その前方のタクシーに追突し、乗合バスの乗客 8 名、タクシー運転者及び乗合バスの運転者の合計 1 0 名が軽傷を負う事故が発生しました。

この事故の詳細な原因は現在調査中であるものの、当該乗合バスの運転者が、事故の直前に何らかの原因により意識を喪失したために発生したと推察されるものであることから、下記の事項について、改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

## 記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
2. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。
3. 平成22年7月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。



国 自 安 第 1 4 号  
平成 2 6 年 4 月 1 8 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国 土 交 通 省 自 動 車 局 長

運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について

平成 2 6 年 3 月 3 日未明に北陸自動車道において発生した高速乗合バス事故は、乗客・乗員 2 名が死亡、乗客等 2 6 名が重軽傷を負うという痛ましい事故でした。

国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、事故発生時の詳細な状況、事故を起こした運転者の労務管理、運転者の健康状態等について調査分析を進めてきたところです。

現時点において事故原因を特定するに至っておりませんが、まもなくゴールデンウィークの多客期を迎えるに当たり、高速バスの信頼回復や不安の払しょくは喫緊の課題となっています。そのため、対策本部では事故の原因究明と並行して、運転者の体調急変に伴う事故を防止するために想定される課題等の検討を行い、今般「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策」を決定したところです。

公共交通において安全の確保は全てに優先されるべきものです。バス事業の安全・安心のより一層の確保のため、今般決定された「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策」について、特に下記事項に関し貴協会傘下会員に対して周知方宜しくお願い致します。

また、バス事業者においても、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うとともに、現場までが一丸となって安全意識の浸透、安全風土の構築を図るよう要請致します。

記

1. 「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 6 7 5 号）（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号））等の基準は、繁忙期等を考慮した最低限の基準であることを理解し、運転者それぞれの特性や状況に応じたきめ細やかな健康管理、労務管理を行うこと。

2. 日頃から乗務員の健康状態の把握に努め、別途定める運転者の健康状態の把握、乗務判断等に関する事項の解釈及び運用の具体的方法（「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂））に基づき、疾病・過労の未然防止と早期治療・是正、乗務前点呼時や運行中の予兆把握と対処等に関する取組みを進めること。
3. 衝突被害軽減ブレーキを装着した最新車両や運転者の体調異常を検知して警報するシステムなど、車両面における先進安全技術を積極的に導入することにより重大事故の防止、事故発生時の被害軽減に向けた取組みを進めること。
4. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
5. その他、関係法令の遵守を徹底するとともに、安全運行の徹底を図ること。

【別紙】「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策」  
（平成26年4月18日事故対策本部決定）

国自安第18号  
国自旅第16号  
平成26年4月18日

公益社団法人日本バス協会会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿  
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿  
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局旅客課長

#### 乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について

今般、運転者の体調急変に伴う事故防止のための更なる措置を講じるため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年7月1日）について下記を主な内容とする改訂を行い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十一条第五項及び第七項（過労防止等）、第二十一条の二（運行に関する状況の把握のための体制の整備）、第二十四条第一項第三号（点呼等）、第四十八条第一項第四号の二及び第五号の二（運行管理者の業務）並びに第五十条第一項第三号の二及び第三号の三（運転者）に基づく運転者の健康状態の把握、乗務判断等に関する事項の解釈及び運用の具体的方法として、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の規定と併せ、実施していくこととするので、遺漏のないように取り計らわれたい。

#### 記

1. 健康診断等のフォローアップ徹底、健康増進や早期治療のための社内環境の整備  
疾病の治療、把握及び医師の意見を踏まえた就業上の措置をより確実なものとするため、定期健康診断の受診及び結果把握のみならず、
  - ① 定期健康診断での要再検査、要精密検査、要治療事項
  - ② 業務上確認された、一定の病気等の外見上の前兆や自覚症状

③ 主要疾病についてのスクリーニング検査での異常所見等について、受診、治療及びその結果（医師の乗務に係る意見）の把握を徹底すること。

また、疾病リスクを低減するための家族・職場ぐるみでの健康増進を推進し、早期発見・治療を可能とする社内環境を整備すること。

## 2. きめ細やかな労務管理の徹底

働く人それぞれの疲労度や体調に応じたきめ細やかな労務管理を徹底するため、定期健康診断の結果に加え、上記1. で把握した内容を勘案し、就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じることを徹底すること。

就業上の措置を講じるにあたっては、疲労蓄積度の測定、ストレスチェック、適性診断の結果等を活用し、これを踏まえた措置を徹底すること。また、措置にあたっては、差別的な取扱いを行うことなく、上記を踏まえた適切な措置を講じること。

## 3. 点呼時や運行中の予兆把握と適切な対処

乗務開始時・運行中の疾病発症の予兆把握と対処を確実なものとするため、今回新たに示す疾病予兆の具体的な判断目安（注）に基づき、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じること。

注） 判断目安とは、①脳・心臓疾患にかかる前兆や自覚症状のうち特に対応の急を要する事項、②運転に影響を及ぼす恐れがある疾病に関連する何らかの症状に関し総合的に乗務可否を判断する事項からなる。

### （参考資料）

事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル（平成26年4月改訂版）の概要  
※本文については、国土交通省ホームページよりダウンロード願います。

国自安第19号  
国自貨第4号  
平成26年4月18日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿  
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿  
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局貨物課長

乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について

今般、運転者の体調急変に伴う事故防止のための更なる措置を講じるため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年7月1日）について下記を主な内容とする改訂を行い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三条第六項（過労防止等）、第七条第一項第二号（点呼等）、第二十条第一項第四号の二（運行管理者の業務）並びに第十七条第一項第一号の二（運転者）に基づく運転者の健康状態の把握、乗務判断等に関する事項の解釈及び運用の具体的方法として、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の規定と併せ、実施していくこととするので、遺漏のないように取り計らわれたい。

記

1. 健康診断等のフォローアップ徹底、健康増進や早期治療のための社内環境の整備  
疾病の治療、把握及び医師の意見を踏まえた就業上の措置をより確実なものとするため、定期健康診断の受診及び結果把握のみならず、
  - ① 定期健康診断での要再検査、要精密検査、要治療事項
  - ② 業務上確認された、一定の病気等の外見上の前兆や自覚症状
  - ③ 主要疾病についてのスクリーニング検査での異常所見 等について、受診、治療及びその結果（医師の乗務に係る意見）の把握を徹底すること。

また、疾病リスクを低減するための家族・職場ぐるみでの健康増進を推進し、早期発見・治療を可能とする社内環境を整備すること。

## 2. きめ細やかな労務管理の徹底

働く人それぞれの疲労度や体調に応じたきめ細やかな労務管理を徹底するため、定期健康診断の結果に加え、上記1. で把握した内容を勘案し、就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じることを徹底すること。

就業上の措置を講じるにあたっては、疲労蓄積度の測定、ストレスチェック、適性診断の結果等を活用し、これを踏まえた措置を徹底すること。また、措置にあたっては、差別的な取扱いを行うことなく、上記を踏まえた適切な措置を講じること。

## 3. 点呼時や運行中の予兆把握と適切な対処

乗務開始時・運行中の疾病発症の予兆把握と対処を確実なものとするため、今回新たに示す疾病予兆の具体的な判断目安（注）に基づき、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じること。

注） 判断目安とは、①脳・心臓疾患にかかる前兆や自覚症状のうち特に対応の急を要する事項、②運転に影響を及ぼす恐れがある疾病に関連する何らかの症状に関し総合的に乗務可否を判断する事項からなる。

### （参考資料）

事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル（平成26年4月改訂版）の概要  
※本文については、国土交通省ホームページよりダウンロード願います。